

## 市長意見の提出状況

(仮称) 銚子風力発電所リプレイス事業に係る環境影響評価方法書

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
銚子市及び旭市
- 2 市長意見について  
意見あり（別添のとおり）


銚企第85号  
令和5年10月16日

千葉県知事 熊谷俊人 様

銚子市長 越川 信一  
(公印省略)

(仮称)銚子風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価方法書に対する  
意見について (回答)

令和5年8月16日付け環第646号で照会のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

担当 銚子市企画課 洋上風力推進室  TEL : 0479 (24) 8912 FAX : 0479 (25) 4044 E-mail : yojo@city.choshi.lg.jp
--

(仮称) 銚子風力発電所リプレース事業に係る環境影響評価  
方法書に対する意見について

国指定名勝及び天然記念物「屏風ヶ浦」の指定範囲外の行為であるが、指定文化財への保存に支障をきたす行為となるため、市教育委員会をはじめ関係機関と十分な事前協議を行ってください。

「屏風ヶ浦」の文化財としての価値を十分理解し、関係機関と協議をしながら環境影響評価を行う中でその影響の範囲を適切に示していくことを要望します。

旭環第370号  
令和5年10月10日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

旭市長 米本 弥一 郎



(仮称) 銚子風力発電所リプレース事業に係る  
環境影響評価方法書に対する意見について (回答)

令和5年8月16日付け環第646号で依頼のあった標記の件について、下記のとおり環境の保全の見地から意見を述べます。

記

1 騒音及び超低周波音について

方法書以降の手続きにおいて、騒音及び超低周波音の影響については影響予測を十分に行い、環境保全に努めること。騒音及び超低周波音の発生に留意し、苦情が発生した際には真摯に対応すること。

2 動物（空域を飛翔する動物）について

鳥類等の状況を十分に把握し、環境保全に努めること。

3 景観について

風車の配置等を考慮し、眺望景観への影響の低減に努めること。

4 人と自然との触れ合いの活動の場について

市民の生活環境の保全に十分努めること。

5 全体として


近隣の住民に対する超低周波音及び電波障害等の影響予測を十分に行い、良好な住環境を保持すること。



【問い合わせ先】

〒289-2595

千葉県旭市二の2132番地

環境課 環境政策班： 

TEL：0479-62-5328